

○健康診査管理指導等事業実施のための指針の策定について (抄)

(平成一〇年三月三一日)

(老健第六五号)

(各都道府県老人保健主管部(局)長あて厚生省老人保健福祉局老人保健課長通知)

別添

健康診査管理指導等事業実施のための指針

第八 職域保健連絡協議会の設置及び運営

一 趣旨

市町村が行う保健事業を効果的、効率的に実施するため、職域保健サービス提供主体との連携強化を図る必要があり、このため都道府県は、連絡協議会を設置・運営するものである。

二 組織

連絡協議会は、保健所、市町村、都道府県医師会、学識経験者、商工会議所、都道府県健康保険組合連合会、環境衛生同業組合等によって構成するものとする。

三 運営

連絡協議会は、次のことについて協議し、その結果を都道府県知事に報告するものとする。

- (一) 市町村の枠を超えた広域的な職域保健サービスに関する情報の収集、情報交換
- (二) 市町村における健康診査等の実施日、実施場所等の周知徹底を職域保健の対象者を通じて、その家族等に対して行う方策
- (三) 保健事業と職域保健サービスの実施状況及び分析評価に関する情報交換等
- (四) その他保健事業の推進に必要な事項

四 設置上の留意事項

都道府県は、連絡協議会の設置に当たっては関係部局と十分協議するものとする。

## 健康手帳の現状について

	老人保健	母子保健	組合管掌健康保険(例示)
手帳の交付について	老人保健法第12条、第13条 医療等以外の保健事業の実施の基準(告示)	母子保健法第16条	保健事業の例示として健康手帳の配布があげられている。(健康保険組合事業運営基準)
手帳交付実施者	市町村	市町村	各健康保険組合
手帳交付対象者	老人保健法に基づく医療を受けることができる者 全員(70歳以上等)  健康教育、健康相談、健康診査等を受けた者並びに介護保険法にて規定される要介護者及び要支援者のうち、希望する者又は市町村が必要と認める者 (保健事業実施要領)	妊娠の届出をした者	被保険者又は被扶養者(各健康保険組合による)
手帳の記載内容	①医療の受給資格を証するページ及び医療の記録に係るページ並びに医療の記録を補足するページ(告示に定める様式) ②健康診査の記録に係るページ(保健事業実施要綱に標準的な様式例あり)及び生活習慣行動等の把握に係るページ(参考として例示あり) ③健康教育、健康相談、機能訓練及び訪問指導の記録 ④生活習慣病の予防及び老後における健康の保持と適切な受療のための知識 ⑤その他必要と認められる事項  ①、②については手帳に設ける必要がある。 ③～⑤は設けることができる。 (医療等以外の保健事業実施の基準)	様式が規定(母子保健法施行規則第7条) 省令様式部分と作成例として示す省令様式以外の部分(任意記載事項)に分かれている。 -妊婦に関する情報 -妊娠中、産後の経過 -新生児、乳児、幼児の記録 -乳幼児身体発育曲線及び幼児の身長体重曲線 -予防接種の記録、主な既往歴 -妊娠婦の健康管理に必要な情報、育児上の注意等その他必要な情報、予防接種に関する情報、母子保健に関する情報	(参考例示) -健康診断における検査項目の説明 -定期健康診断、人間ドックの記録 -医療の記録(受診機関、病名等) -体重、血圧の記録 -歯科検査の記録 -健康増進に関する知識等の情報

注)老人保健と母子保健以外は、現在存在する各健康増進事業実施者が使用または交付している手帳を参考にして例示としてまとめた。

	国民健康保険(例示)	地方公務員共済(例示)	労働衛生(例示)	学校保健(例示)
手帳の交付について	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし
手帳交付実施者	各保険者	各地方公務員共済	各事業者	各地方自治体
手帳交付対象者	被保険者	共済組合員	労働者	児童・生徒
手帳の記載内容	(参考例示) ・実行上、市町村国保は老人保健法に基づく手帳の記載内容に準ずる。	(参考例示) ・健康診断に関する一般的事項 ・健康診断における検査事項の説明 ・健康管理の記録(健康相談等の記録) ・医療の記録(受診機関、治療期間、病名) ・体重、血圧の記録	(参考例示) ・健康診断の記録 ・保健指導の記録 ・これまでの記録(既往歴、予防接種歴、アレルギー歴等)	(参考例示) ・医療の記録(受診機関等について) ・定期健康診断等の結果 ・アレルギー歴 ・予防接種について ・これまでの成長記録、出生時の情報 ・体力診断テスト・運動能力テストの結果 ・学校伝染病等学校保健に関する情報

注)老人保健と母子保健以外は、現在存在する各健康増進事業実施者が使用または交付している手帳を参考にして例示としてまとめた。

# 個人情報の保護に関する法律の概要

## 第1章 総則

### 1 目的（1条）

高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大  
→ 個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護

### 2 定義（2条）

「個人情報」…生存する個人に関する情報（識別可能情報）

「個人情報データベース等」…個人情報を含む情報の集合物（検索が可能なものの一定のマニュアル処理情報を含む）

「個人情報取扱事業者」…個人情報データベース等を事業の用に供している者（国、地方公共団体等のほか、取り扱う個人情報が少ない（5千件未満）等の一定の者を除く）

「個人データ」…個人情報データベース等を構成する個人情報

「保有個人データ」…個人情報取扱事業者が開示、訂正等の権限を有する個人データ

### 3 基本理念（3条）

個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであり、その適正な取扱いが図られなければならない。

## 第2章 国及び地方公共団体の責務等

### 1 国及び地方公共団体の責務（4条、5条）

### 2 法制上の措置等（6条）

- ・ 国の行政機関、独立行政法人等の保有する個人情報についての法制上の措置等
- ・ 個人情報の性質及び利用方法にかんがみ、適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報についての法制上の措置等

## 第3章 個人情報の保護に関する施策等

### 第1節 個人情報の保護に関する基本方針（7条）

- ・ 施策の総合的・一体的推進を図るための基本方針を国民生活審議会の意見を聴いた上で閣議決定

### 第2節 国の施策（8条～10条）

- ・ 地方公共団体等への支援、苦情処理のための必要な措置等

### 第3節 地方公共団体の施策（11条～13条）

- ・ 地方公共団体の保有する個人情報についての必要な措置
- ・ 区域内の事業者及び住民への支援、苦情処理のあっせん等の必要な措置

### 第4節 国及び地方公共団体の協力（14条）

## 第4章 個人情報取扱事業者の義務等

### 第1節 個人情報取扱事業者の義務 ※ 必要に応じて一定の適用除外を規定

- (1) 利用目的の特定、利用目的による制限（15条、16条）
  - ・ 個人情報を取り扱うに当たり、その利用目的をできる限り特定
  - ・ 特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報の取扱いの原則禁止
- (2) 適正な取得、取得に際しての利用目的の通知等（17条、18条）
  - ・ 偽りその他不正の手段による個人情報の取得の禁止
  - ・ 個人情報を取得した際の利用目的の通知又は公表
  - ・ 本人から直接個人情報を取得する場合の利用目的の明示
- (3) データ内容の正確性の確保（19条）
  - ・ 利用目的の達成に必要な範囲内で個人データの正確性、最新性を確保
- (4) 安全管理措置、従業者・委託先の監督（20条～22条）
  - ・ 個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置、従業者・委託先に対する必要かつ適切な監督
- (5) 第三者提供の制限（23条）
  - ・ 本人の同意を得ない個人データの第三者提供の原則禁止
  - ・ 本人の求めに応じて第三者提供を停止することとしており、その旨その他一定の事項を通知等しているときは、第三者提供が可能
  - ・ 委託の場合、合併等の場合、特定の者との共同利用の場合（共同利用する旨その他一定の事項を通知等している場合）は第三者提供とみなさない
- (6) 公表等、開示、訂正等、利用停止等（24条～27条）
  - ・ 保有個人データの利用目的、開示等に必要な手続等についての公表等
  - ・ 保有個人データの本人からの求めに応じ、開示、訂正等、利用停止等
- (7) 苦情の処理（31条）
  - ・ 個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理
- (8) 主務大臣の関与（32条～35条）
  - ・ この節の規定の施行に必要な限度における報告の徴収、必要な助言
  - ・ 個人情報取扱事業者が義務規定（努力義務を除く）に違反し、個人の権利利益保護のため必要がある場合における勧告、勧告に従わない一定の場合の命令等
  - ・ 主務大臣の権限の行使の制限（表現、学問、信教、政治活動の自由）
- (9) 主務大臣（36条）
  - ・ 個人情報取扱事業者が行う事業等の所管大臣。規定の円滑な実施のために必要があるときは、内閣総理大臣が指定

### 第2節 民間団体による個人情報の保護の推進

#### (1) 団体の認定（37条）、対象事業者（41条）

- ・ 個人情報取扱事業者の個人情報の適正な取扱いの確保を目的として、苦情の処理等を行おうとする団体の認定
- ・ 認定団体による対象事業者（団体の構成員等）の氏名又は名称の公表

**(2) 個人情報保護指針 (43 条)**

- ・ 認定団体による個人情報保護指針の作成・公表

**(3) 主務大臣の関与 (46 条～48 条)**

- ・ この節の規定の施行に必要な限度における報告の徴収
- ・ 業務の実施の方法の改善、個人情報保護指針の変更等についての命令
- ・ 認定基準に適合しなくなった場合、命令に従わない場合等における認定取消し

**(4) 主務大臣 (49 条)**

- ・ 対象事業者が行う事業等の所管大臣。規定の円滑な実施のために必要があるときは、内閣総理大臣が指定

**第5章 雜則**

- ・ 報道、著述、学術研究、宗教活動、政治活動の用に供する目的で個人情報を取り扱う報道機関、著述を業として行う者、学術研究機関等、宗教団体、政治団体については、第4章の適用を除外 (50条1項)
- ・ これらの主体は、安全管理、苦情処理等のために必要な措置を自ら講じ、その内容を公表するよう努力 (50条3項)

※ この他、権限又は事務の委任、施行の状況の公表等について規定

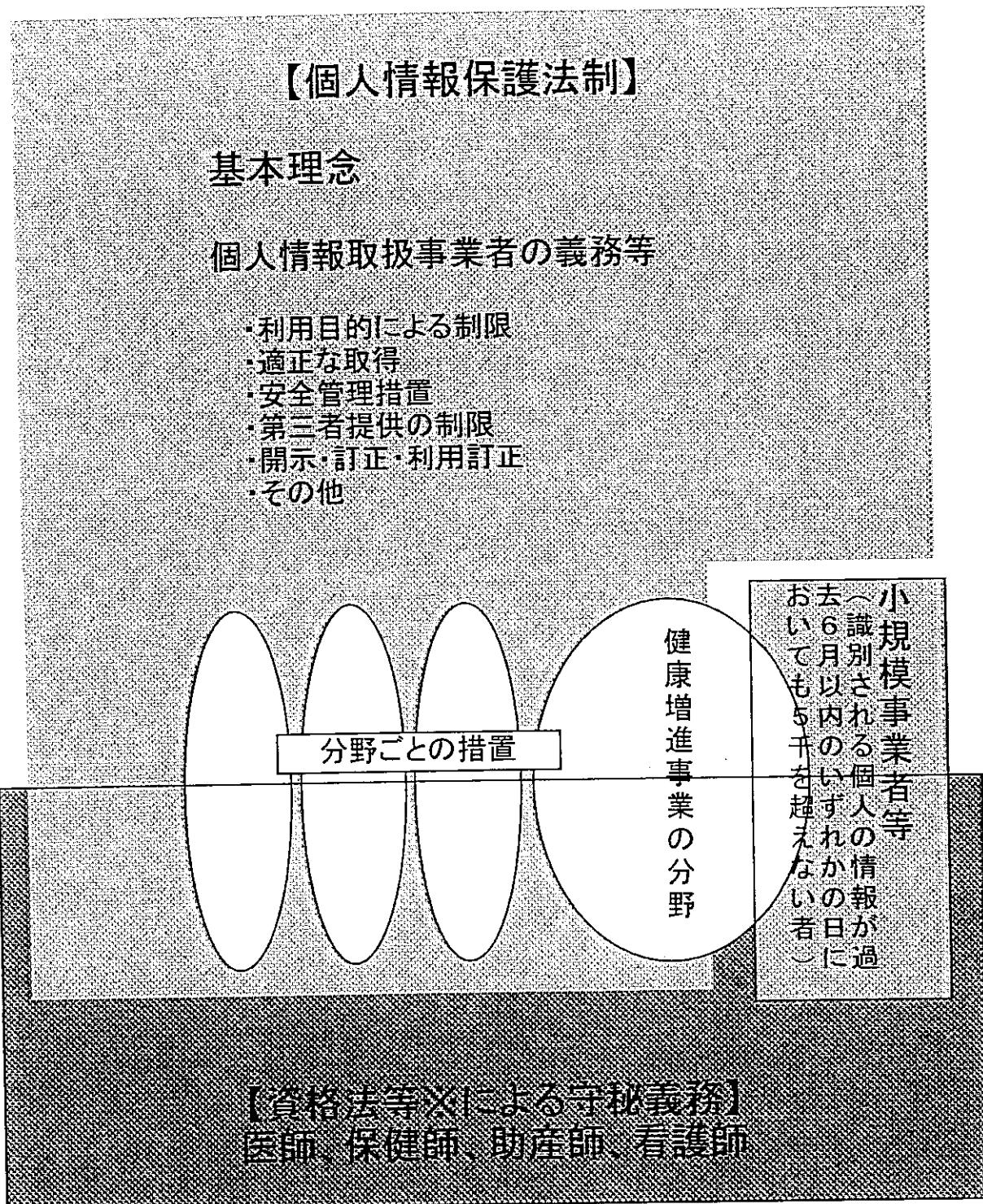
**第6章 罰則**

- ・ 個人情報取扱事業者が主務大臣の命令に違反した場合等における罰則 (56条～59条)

**附則**

- ・ 公布の日（平成15年5月30日）から施行。第4章から第6章までの規定は、公布後2年以内に施行（附則1条）
- ・ 経過措置（附則2条～6条）
- ・ 内閣府の所掌事務等に本法施行関係の事務を追加（附則7条）

# 個人情報保護の体系イメージ



\*医師は刑法 保健師、助産師、看護師は保健師助産師看護師法により守秘義務が規定されている